

沖縄都市モノレール株式会社一般競争入札広告沖モ第6号

沖縄都市モノレール案内表示設備工事について、下記のとおり一般競争入札を実施する。本広告に記載のない事項については当社で定める一般競争入札要綱の規定によるものとする。

平成28年6月24日

沖縄都市モノレール株式会社
代表取締役社長 美里 義雅

1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 契約名: 沖縄都市モノレール案内表示設備工事
- (2) 履行場所: 浦添市
- (3) 履行期間: 契約日の翌日から平成31年3月31日まで
- (4) 発注形態: 単体企業又は特定共同企業体(特定JV)
- (5) 資格審査方法: 事前審査型
- (6) 最低制限価格: 設定しない

2. 競争入札参加資格要件

単体企業で本入札に参加できる者は次の要件をすべて満たす者とする。

特定JVで入札に参加する場合、特定JV代表者は(1)(2)(3)(4)(6)の要件を満たし、その他構成員は(2)(4)を満たし、要件(5)(7)(8)は構成員のうちいずれかが満足すること。

- (1) 建設業法に定める電気工事業の業種において特定建設業の許可を受けた者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。
- (3) 建設業法(昭和24年号外法律第100号)第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国又は自治体等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (5) 国内においてモノレール又は鉄道向けの案内表示設備の工事を受注し、主要機器を自社工場で製造し引き渡しを完了した実績があること。
- (6) 1級電気施工管理技士の資格を有する、監理技術者(主任技術者)を当該工事に専任(専任を要しない期間を除く)で配置できること。なお、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時点に当該工事に配置できること。

- ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ・配置予定技術者にあつては、申請日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- ・監理技術者(主任技術者)の専任期間は、平成29年7月1日から工事完成の日までを予定する。なお、工場製作又は試験調整のみが行われる期間における専任の監理技術者は、必ずしも工事現場での監理技術者と同一である必要はない。
- ・本工事業業の一切が長期間にわたり行われることのない期間においては、監理技術者の専任を要しない。

(7) 沖縄都市モノレール工事指揮者の資格(又は鉄道・モノレール会社等が定める同等の資格)を有する者を、モノレール施設内の作業に際して現場に配置すること。

- ・工事指揮者は現場代理人及び主任技術と兼務できない。
- ・工事指揮者は他社の社員であつてもよい。

(8) 沖縄県内に本社を置く協力企業又は自営業所等により、本工事の案内表示設備の保守点検及び障害等に対応する保守体制を沖縄県内に確立できること。

3. 申請手続き

(1) 手続き方法

本工事の入札は、下記(2)により一般競争入札参加資格申請を行い資格審査を経た後、下記(3)の通知で資格が認められた入札参加者により、競争入札を実施して落札者を決定する。

(2) 申請書等の提出

本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書(以下申請書)という。)及び関係資料(以下「資格確認資料」という。)を持参により提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。「2. 競争入札参加資格要件」の(9)で求める保守に関する「提案書」は、申請書の「別紙」として提出すること。

申請書の提出期間：平成28年6月24日から平成28年7月15日午後5時まで

申請書の提出先：沖縄県那覇市字安次嶺377-2

沖縄都市モノレール 総務課(管理棟内)

電話番号 098-859-2630 担当 西崎、山内

提出方法：申請書、提案書を持参により提出

申請書、提案書の作成方法：「入札説明書」による

(3) 入札参加資格の確認結果は、平成28年7月20日までに通知する。

4. 入札方法

(1) 入札書の提出日時

- ・持参日時：平成28年7月22日 10時50分まで
- ・提出場所：沖縄県那覇市字安次嶺377-2

沖縄都市モノレール総務課 担当 西崎

(2)入札の方法

- ・入札は、入札書、委任状、工事費内訳書を封緘し表に社名を明記して、上記(1)の期限までに提出すること。
- ・入札書には設計図書に係る工事価格を記載すること
- ・落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載し、上記の持参日時(平成28年7月22日10時50分)までに沖縄都市モノレール総務課へ入札書を提出すること。
- ・入札書の受付は、平成28年7月21日8時30分からとする。
- ・再度入札の回数は2回とする。再度入札を実施する場合には、当社担当者より入札参加者に連絡するので、指定する日時までに上記の持参場所まで入札書を提出すること。

(3)設計図書等の配布

設計図書(特記仕様と図面)のほか申請に必要な資料は、入札参加希望者あてメール又はCDで配布するので下記担当者あて連絡すること。

沖縄都市モノレール延長推進室 担当 山内

TEL:098-859-2792 MAIL:yamauti@yui-rail.co.jp

配布期間 平成28年6月24日から7月15日まで

(4)入札に関する注意事項(持参により提出する場合)

- ・入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- ・入札書、委任状には工事名及び工事を施工する場所をこの広告の記載に従い記入すること。
- ・代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。
なお、委任状は代理人の印では訂正できない。
- ・落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、当該入札者によりくじ引きを実施し、落札者を決定する。

(総合評価方式では、評価値が同値となった場合くじ引きにより落札者を決定する)

(5)工事費内訳書の提出

本工事は、すべての入札参加者に対して第1回目の入札書の提出に際し、入札書に記載される入札金額に対応した簡易的な工事費内訳書の提出を求める。

ただし、以下の点に留意すること。

- ・工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、作成年月日、工事名、工種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所及び代表者名を記載するとともに代表者印を押印すること。
- ・契約担当者(これらの者の補助者を含む。)は、提出された工事費内訳書について説明を求

めることがある。

(6) 入札の辞退

申請書の提出後、都合により入札を辞退する場合には、入札締切日時の前までに入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、落札決定までの間に他の工事を落札したことにより、配置予定技術者を配置することができなくなった場合には直ちに報告すること。

(7) 開札の日時： 平成 28 年 7 月 22 日 11 時

(8) 落札者の決定方法

入札価格が、予定価格の制限以下にある者のうち、最も低い金額で入札したものを落札者とする。

(9) 本入札に係る資料の取り扱い

- ・申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ・契約担当者は、提出された申請書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ・提出された申請書等は、返却しない。
- ・申請書等については、提出期限内に限り、修正、差し替え、追加、再提出(以下「修正等」という。)を認める。
- ・申請書等については、提出期限を過ぎた場合は受け付けない。
- ・申請書等の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、競争参加資格なしとなり、落札者となることはできない。
- ・申請書等並びに追加資料に虚偽の記載をした場合においては、今後発注予定の業務等において指名の停止等を行うことがある。

5. 入札保証金 免除

6. 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄都市モノレール契約事務規程第 30 条及び工事請負契約約款第 4 条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

7. その他事項

(1) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病気・死亡・退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、2に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

(2) 入札の無効

本広告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 支払い条件は、契約書案による。

(4) 工事保険

- ・請負業者賠償責任保険、組立保険、火災保険、その他保険に加入すること。
- ・保険期間は、原則、工事着工日から工期最終日+14日以上とする。

(5) 契約締結の時期

本業務の契約は、落札者の決定後、7日以内に締結する。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。

(6) 請負代金の変更等

本工事の契約締結後、本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額又は関連工事の設計額に乗じた額で行う。

8. 本広告に関する質問及び回答

(1) 入札・契約に関する質問事項

沖縄都市モノレール総務課 担当 西崎

TEL: 098-859-2630 MAIL: nishizaki@yui-rail.co.jp

(2) 上記以外・仕様書等に関する質問事項

沖縄都市モノレール延長推進室 担当 山内

TEL: 098-859-2792 MAIL: yamauti@yui-rail.co.jp

(3) 提出期間: 平成 28 年 6 月 24 日から平成 28 年 7 月 15 日 17 時まで

(4) 提出方法: 持参、メールにより提出すること。

(5) 回答方法: 平成 28 年 7 月 19 日から平成 28 年 7 月 22 日まで、沖縄都市モノレール延長推進室にて掲示する。また、入札参加者に対してはメールで回答する。